⑶　空中線系	空中線系ごとに空中線の型式、構成、高さ、偏波面、位置、指向方向、給電線（空中線共用装置を含む。）の種類及び長さについて、工事設計書の写しと照合し、確認する。	相違するときは、「不可」とする。
⑷　電源設備	電源設備の区分（補助電源又は予備電源、非常電源、発動発電機及び蓄電池を含む。）ごとに定格電圧及び容量を工事設計書の写しと照合し、確認する。	工事設計書と相違するときは、次による。 ⑴　義務船舶局等の電源（非常電源又は補助電源を除く。）については、設備規則第38条の２に規定するものでないときは、「不可」とする。 ⑵　総トン数300トン以上の船舶の義務船舶局のある船舶に開設する船舶地球局の非常電源又は補助電源については、設備規則第38条の３の設備を同時に６時間以上（船舶安全法（昭和８年法律第11号）第２条の規定に基づく命令により非常電源を備えるものについては、１時間以上）連続して動作させるための電力を供給することができる補助電源を備えていないときは、「不可」とする。
⑸　計器、予備品、制御器の照明、非常灯及び連絡設備（船舶局で義務がある場合に限る。）	１　法第32条に規定する船舶局の計器及び予備品については、その種類及び個数（数量）を確認する。 ２　設備規則第44条の規定により備え付けた制御器の照明設備については、工事設計書の写しと照合し、確認する。	
	⑴　計器	船舶局の送信設備（施行規則第30条第２項の規定に基づき、計器の備付けを省略できる船舶局の送信設備を除く。）については、同条第１項各号に掲げる計器を備え付けていないときは、「不可」とする。
	⑵　予備品	１　船舶局の無線設備（空中電力10Ｗ以下のもの、26.175ＭＨｚ超える周波数の電波を使用するもの及び具備電波を装置しないものを除く。）については、各装置ごとに、施行規則第31条第１項各号に掲げる予備品を備え付けていないときは、「不可」とする。ただし、各装置に共通に使用できるものについては、装置ごとに備え付けることを要しない。 ２　法第37条に規定するレーダー（沿海区域を航行区域とする船舶の船舶局、専ら海洋生物を採補するための漁船の船舶局、近海フェリー及び近海区域を航行区域とし専ら本邦各港間のみに就航する船舶で昭和60年１月15日以前に免許又は予備免許を受けた船舶局に備え付けるものを除く。）については、施行規則第31条第２項各号に掲げる予備品を備え付けていないときは、「不可」とする。ただし、２台のレーダーを設置した場合は、共通に使用できるものについては、各装置ごとに備え付けることを要しない。また、施行規則第28条の５第５項の規定に基づき、法第35条第２号の措置をとることとした船舶局であって、当該予備品を主たる停泊港に備え付ける義務船舶局は備付けることを要しない。
⑶　制御器の照明	総トン数300トン以上の船舶の義務船舶局等については、その無線設備の制御器を十分照明できる照明設備を備え付けていないときは、「不可」とする。	
⑷　非常灯及び連絡設備（旧法（平成３年法律第67号の改正前の法）の適用を受ける平成７年１月31日以前に建造されたもの又は建造に着手された船舶に開設した船舶局のものに限る。）	工事設計書と相違するときは、次による。 ⑴　通信室に非常灯を備え付けていないときは、「不可」とする。 ⑵　非常灯については、主送受信装置、補助装置及び時計を十分照明する位置に取り付けられていないとき及び10カンデラに満たないものであるときは、「不可」とする。 ⑶　義務船舶無線電話局の非常灯については、非常灯以外の照明用電源から独立し、かつ、遭難通信の通信方法を記載した表を十分照明することができないときは、「不可」とする。 ⑷　義務船舶無線局の非常灯であって、補助設備の電源から電力の供給を受けるものについては、通信操作を行う位置及び通信室の入口に近接した位置にある開閉器の操作により点滅できないときは、「不可」とする。 ⑸　通信室が航海船橋以外の場所にあるものについては、当該通信室と航海船橋との間に連絡設備の備付けがないときは、容易に直接対話できる場合を除き「不可」とする。	